

俊成卿女家集論

— 卷頭第一首の詞書を考える —

永田 初枝

はじめに

『俊成卿女家集』は、『新勅撰集』撰集の資料として定家に提出されるべく、天福元年に自撰されたものである。現在は、全四部から成るが、自撰されたのは第一部八十三首のみで、それが『俊成卿女家集』の原型であると推測されている。

本稿では、特に自撰部分八十三首中、巻頭第一首について、その詞書から作歌時期を検討し、合わせて、従来疑問とされてきた巻頭詞書「三十四になりし」について、私見を述べたいと思う。

一

三十四になりし十五夜の御歌の中に、故殿へながめごとおはしますときこえしに

いにしへのあきのそらまで角田河月にこととふ袖のつゆかな
この詞書の意味が解し難く、従来様々な考察がなされてきた。例えば、日本古典文学大系の頭注及び補注は、この詞書中「三十四になりし」は、元久元年（一一〇四）、俊成卿女推定年齢三十四歳の時のことで、「故殿」は夫通具のこととする。「元久元年八月十五夜には後鳥羽院の五辻殿で初度の和歌御会が行われた（後鳥羽院御集・明月記）。明月記によると、「和歌所別当として通具は出席しているが、俊成女の名は見えない。以上により、この詞書は「三十四になった年（元久元年）の八月十五夜御会の歌の中に、今は亡

き夫通具へ詠んであげたもの、（仙洞で）詠歌のことがおありと伺いましたので」と解してよいか。」（頭注）とされている。

また、森本元子氏は、この詞書中、「三十四になりし」を、「三十首奉りし」の誤りではないかと推測された²。

しかし、これらの解釈では、いずれも「三十四になりし」あるいは「三十首奉りし」が「十五夜の御歌」の語に掛かり、「御歌」が自分の詠歌に対する敬称ということになってしまふ。

勅撰集の詞書で「御歌」という表記のあるものは、八代集では『古今集』と『新古今集』だけであり、これらの詠歌はすべて、天皇か皇后、あるいは神祇歌に限られている。このことを考えると、少なくとも、俊成卿女が自分の歌に対して「御歌」の語を使ったとは考えられない。

それでは、『俊成卿女家集』巻頭の詞書にある「御歌」とは、一体誰の歌なのであろうか。

『四条宮下野集』の詞書に、次のようなものがある。

秋、ことさ、五月五日、むすびばな、つくり花してあはせたまひしに、：かたのひとく、御うたどもいとおほかりき、：

（私家集大成 一六八詞書）

これは、人々が花合わせをしている場面であるが、この場合の「御歌」は、そこにいる人々の歌と考えてよい。このような用例から見ると、『俊成卿女家集』巻頭の詞書の「御歌」も、八月十五夜の歌会に参列している人々の歌を指しているとは考えられないであろうか。つまり、「十五夜の御歌」とは、「十五夜の歌会で皆さんがお詠みになった歌」と解釈できるのである。

次に、「ながめごと」について、大系本の頭注や森本氏は、これ

を「歌会」のこととしている。しかし、本来「ながめ」は「詩歌などを詠吟すること、吟詠」の意味であり、「ながめごと」の意は「長く声を引いてことばや歌を言うこと」である。歌の詞書に「ながめごと」とある用例をいまだ見ることができていないのは、はっきりとは言えないが、「ながめごと」の本来の意味から考えると、石田吉貞氏が言われるように、「声を長くしてよむべきすぐれた作品」というような解釈とするのが適當であろう。

また、「ながめごとおはします」の「おはします」も、敬意の対象が明確ではない。文脈の中では「ながめごとがおありになる」と解釈するしかなく、やはり、「ながめごと」を催す「故殿」に対する敬意とみるのが適當であろう。

以上のことから考えて、この巻頭第一首の詞書は、

「三十四歳になった年の八月十五夜の歌会での参列者の方々の御歌の中から、故殿に対して、何首かを声に出して披露する」という催しがおありになるとききましたので」

と解釈することができる。つまり、歌会の参列者が、それぞれの歌の中から一首を声に出して披露するのである。そこで、俊成卿女は、自分の歌の中から「いにしへの」の歌を選んで披露したと考えるのである。

二

それでは、この詞書中「故殿」とは、一体誰を指すのであろうか。

「故殿」は、日本古典全書『中古三女歌人集』所収『俊成卿女家集』の頭注で通具と指摘されて以来、夫通具と解されてきたようである。しかし、続く二、三首目の詞書を見ると、

ひと、せの北野のうたに、故大納言によませしと、「故大納言」という呼称が使われている。

通具は貞応元年（一一二二）八月十三日、権大納言から大納言に任ぜられ、大納言のまま、安貞元年（一一二七）に没している（公卿補任）。よって、この二、三首目の詞書「故大納言」は、通具とみてまず間違いはないだろう。それでは一首目の詞書のみ通具を「故殿」と称する理由が見当たらない。

この件について、森本氏は、一首目の詞書では「十五夜の御歌」「ながめごとおはします」と、「故殿」に対する相当な敬意が表されているが、「故大納言」に対しては、「よませし」と、敬語が用いられていないことから、「故殿」と「故大納言」とは別人なのではないか、「故大納言」が通具であることに変わりはないが、俊成卿女が「故殿」と呼んでしかるべき人とは、後京極撰政藤原良経のことではないかと推測された。

先に検討した、巻頭第一首の詞書から推して、「三十四になりし十五夜」の歌会は、「故殿」の主催と考えられる。通具の主催した歌会・歌合で、現在知られるものは、正治二年（一一〇〇）十一月二十八日の内裏歌合だけである。これでは、八月十五夜の歌会には合致しない。では、森本氏の言われる良経はどうであろうか。

良経が主催した歌会・歌合は、文治五年（一一八九）十二月の「良経家雪十首歌合」を最初として、建久期、特に建久五年以降、徐々にその数を増している。その中で、八月十五夜の歌会及び歌合は、記録に残っている限り、建久五年八月十五夜の歌会のみである。

この歌会は、『拾遺愚草』によって、月三題の歌会であったことが推せられている他は、ただ『隆信集』にその内の一首が見えるだ

けである。定家の三首は、

建久五年八月十五夜左大将家、見月思旅

待ほどをかたらぬ月にかこつともしらでやぬらんあらしきはまべ
に

対月問昔

忘れずやはじめもしらぬそらの月かへらぬ秋のかずはふりつ、

月契酒月

月も又しかならふまでなれよとやかずそふ秋の空をたのめて
であり、『隆信集』の一首は、

後京極殿左大将の御とき、月にむかひて昔をとふと
いふことを

見し世よりみぬ昔まで尋ねればこたへぬ月ぞいふに増れる

である。その他、歌会の内容、出席者等は定かではない。しかし、
この内の「対月問昔」という題は、まさに『俊成卿女家集』巻頭第
一首の歌の歌題であると考えてよい。

このことは、既に森本氏によって指摘されていることであるが、
巻頭第一首の詞書から、「故殿」を歌会の主催者と考へ、改めて「
故殿」は藤原良経であろうと判断するに至った次第を述べた。

さて、巻頭第一首が建久五年の作であるとすると、次に問題にな
るのは、「三十四になりし」である。

先に引いたように、日本古典文学大系の注では、これを「三十四
歳になった年」と解釈している。俊成卿女の生年については、森本
氏が、俊成卿女は二十歳の頃同年齢の通具と結婚したと仮定し、承
安元年（一一七一）頃の出生とされ、それが通説になっている。
よって俊成卿女推定年齢三十四歳は元久元年となり、この歌を、い

ま検討したように建久五年の詠とすると、推定年齢と大きくずれる
ことになる。この「三十四になりし」を、森本氏は、本文の誤写か
誤読によって生じた誤りとし、実際は「三十首奉りし」ではなかつ
たかと推測している。ただ、今見たように、建久五年八月十五夜の
歌会は月三題の三首であったので、「三十首」というのは俊成卿女
の記憶違いで、実際は三首だった、というのである。

しかし、既に述べたことだが、森本氏のように「三十首奉りし」
と見ても、「十五夜の御歌」が俊成卿女自らの歌ということになり、
俊成卿女が、自分の歌に対して敬語を用いたことになってしまふ。
また、「御歌」を、誰か他の人の歌と解釈するとしても、「三十首
奉りし」は「十五夜の御歌」に掛かるのであるから、「奉りし」と
「御歌」とでは、掛かり具合がおかしい。

そこで、次にこの詞書中、「三十四になりし」の解釈について、
私の考えを述べてみたいと思う。

三

大系本の補注が、この詞書に関して、

「三十四」と特に年齢を記した理由は不明だが、この年は、俊
成卿女にとって記念すべき年であったのであろう。そして、そ
のことはこの家集の読者として第一に予想された定家らには直
ちに了解できたのであろう。

と述べているように、詞書中の年齢が彼女にとって大切だったので
はないだろうか。そして、その年齢とは、定家を初めとする彼女の
ごく身近な人たちには直ちに何を意味するのかが納得できる、彼女
にとって記念すべき年だったのでないだろうか。

良経家で八月十五夜の和歌会が行われた建久五年、俊成卿女推定年齢二十四歳である。巻頭第一首詞書「三十四になりし」は、実は「二十四になりし」ではなかったか。彼女が二十四歳になった年の八月十五夜の詠という意味なのではないだろうか。

実は、俊成卿女二十四歳とは、歌人としての彼女にとって、きわめて大切な年だったのである。

俊成卿女が公の歌壇に初めて登場したのは、建仁元年（一一二〇）とされている。推定年齢三十一歳の時である。その三月十六日、内大臣家影供歌合に「新参」の名で列し、勝四持一（不明）の好成績を得、同年六月、千五百番歌合の作者に選ばれて詠進、八月十五夜和歌所撰歌合に初めて「俊成卿女」の名で列し、勝四持二、というように、「新参」で好成績を得てから、彼女はしばしば歌壇に名を列ねるようになる。建仁元年が、彼女にとって歌壇デビューの華々しい年となるのである。

建仁元年以前の俊成卿女の詠歌は、正治二年（一一二〇）、母の死に際しての哀傷歌が三首あるのみである。しかし、幼少の頃から養父俊成や叔父定家から和歌の手ほどきを受け、十七歳で俊成の『千載集』編纂の手伝いをしたとの説まである。俊成卿女が、三十一歳になるまで一首の歌も残していないというのは、少し不思議な気がする。また、デビューと同時に優れた歌を多く詠んでいることは、それ以前の彼女の作歌活動を何よりも示していると思う。そして、事実、彼女が歌壇に登場する前の年、正治二年九月二十八日、通具と俊成卿女の歌合に定家が判を加えたという記事が『明月記』にみえる。歌こそみることができないが、このことは、俊成卿女が歌壇で活躍する以前にも、内々の歌会や歌合などで歌を詠んでいた

ことを示している。

では、記録に残る建仁元年以前、俊成卿女が初めて歌の世界に足を踏み入れたのは、一体いつのことだったのであろうか。

定家の筆になる『定家卿歌合切』が、通具と俊成卿女との五十番歌合であることが久曾神昇博士によって指摘され、森本氏が、その時期を建久六年（一一九五）頃と仮定した。俊成卿女二十五歳頃である。その歌合切は、本来五十番歌合としてそれぞれ五十首ずつであったはずのものが、わずかに十首ずつしか残っていない。しかし、その中には、「題しらず」として『新古今集』に入る俊成卿女の作が二首と通具の作が一首見えるのである。このことは、俊成卿女が、二十五歳頃に、既に『新古今集』の資料とされるような場で歌を詠んでいたことを表わしているのである。

さて、再び『俊成卿女家集』巻頭第一首の詞書に戻って、その年齢の意味を考えてみよう。

歌壇でのデビューは俊成卿女三十一歳であり、それ以前にも、夫婦の私的な歌合を定家に判じてもらうなど、内々の歌合等を行っていたことは前述の通りである。そして更に、先に明らかにしたように、家集巻頭の詞書により、建久五年の八月十五夜、左大将良経家の歌会に出席したのである。建久五年は、定家の歌合切の前年、俊成卿女二十四歳の時である。あるいはこの年の八月十五夜、この良経家歌会こそが、彼女のささやかな、そして記念すべき歌壇への第一歩だったのではないだろうか。また、たとえ歌合切に残る夫婦の歌合が、それ以前だったとしても、左大将家歌会という公的な場で、定家や藤原隆信、他にもいたであろう数人の名の通った歌人たちと共に出詠の榮を授かったこの八月十五夜の歌会は、彼女にとって生

涯忘れることのできない記念すべき日となったのであろう。

森本氏は、この家集の構成を「古えと今との対比」としておられる。この巻頭第一首こそは、二十四歳、歌壇に小さな第一歩を記した俊成卿女の「古え」を語る最たるものだったのである。

四

「二十四歳」を意味づける上でもう一つ大切なものは、家集の四首目の歌である。

去年八月十五夜

花の枝につゆのやどかすみやぎ野の月にぞ秋のいろはみえける
この歌は、貞永元年（一二三二）八月十五夜名所月歌合三首中の一首である。その三首は、

よろづ代もみもすそ川のしきなみもすめるくも井のあきの月かけ
はなのえにつゆのやどかる宮城野の月にぞあきのいろは見えける
ふりにけるあはれも月にすみのえのまつによふかきあきのしはか
ぜ

〈底本 俊成卿女全歌集〉

で、いずれも右衛門督為家と番えられている。勝敗は順に、持負勝である。家集に採られた歌は、負を取った二首目の歌である。

この歌は、森本氏が指摘されているように、巻頭「対月問昔」とよく対応している。森本氏の言葉をお借りすると、「一月にことゝふ袖の露」に対して、月のうつる露をよみこんだ点も都合よい。その上に「秋の色」には老いの身を厭う心もあり、一番の懐旧の涙とよくつり合っている。歌合で負を取った歌をわざわざ選んだのも、巻頭第一首との対比を考へてのことかもしれない。

しかし、私が述べたいのは歌の内容だけではない。詞書に「去年

八月十五夜」とある。「去年」というからには、家集を自撰した前の年であり、その「八月十五夜」ということは、家集を編んでいる現在、最も最近の「八月十五夜」ということになる。

家集巻頭の「二十四」になりし八月十五夜」は、彼女の歌壇史上最初の八月十五夜である。そして、この間に通具にゆかりのある二首を挿入し、第四首目に、詞書「去年」が示すように、現在における彼女の最後の八月十五夜を置く。——八月十五夜の詠によって、俊成卿女が、自分の歌人としての生涯を、この巻頭四首に縮約したとすることができるのである。

以上、巻頭第一首の詞書「三十四」は「二十四」であり、その歌は、建久五年、二十四歳の俊成卿女が、初めて良経家の八月十五夜に列席した、いわば、歌人俊成卿女の誕生の時の詠であると考えるのである。

〔注〕

- (1) 日本古典文学大系『平安鎌倉私家集』所収『俊成卿女家集』久松潜一校注（昭和三十九年九月 岩波書店刊）
- (2) 森本元子著『俊成卿女の研究』（昭和五十一年十一月 桜楓社刊）第八章 俊成卿女家集論
- (3) 石田吉貞『俊成卿女集考』（『日本文学』第一巻第十号）
- (4) 注2に同じ。以下、本論文第二節の森本氏のお考えは、すべてこれによる。
- (5) 部矢祥子編著『源通具全歌集』（昭和六十二年五月 思文閣出版刊）による。
- (6) 青木賢豪著『藤原良経全歌集とその研究』（昭和五十一年八

月 笠間書院刊)による。

(7) 『俊成卿女の伝記に関する考察』(「学苑」昭和三十三年三月)

(8) 『新古今集』巻八哀傷七八七。『俊成卿女家集』七九・八〇。

(9) 『俊成卿女の研究』第二章 歌人俊成卿女の形成

(10) 「ある本に、この作者の事、後にはこしへの禪尼と云、俊成卿千載集を撰しける時のてつだひしたる人なり。」(宗祇・自贊歌注)

(11) 『かな研究』四十一号(昭和四十年五月)「藤原定家歌合切」

(12) 「その時期については、吉田幸一博士は、定家三十歳未満かと言われ(「定家珠芳」(昭和四十二年七月、理想社刊)中、「殷富門院百題解説」)、久曾神博士は四十歳前後とされている。かりに中間をとれば、建久六年頃、俊成卿女の二十五歳時分ということになる。」注9による。

(13) 森本氏は、「一見無計画であるこの八十三首が、よく見れば一定の方針のもとに撰述されている」として、八十三首を(A)歌会・歌合の作、(B)定数歌、(C)私的な生活詠に大別し、更にそれぞれについて、歌人として初期のものと、最近の老後のものとを対照的に選ぶという作者の構成意図を明らかにしようとしている。注2による。

(14) 注2に同じ。

(筑波大学教育研究科学生)